

! " # \$ % & ' ()

* + ,

! " # \$ % &

' () * +) , - . / // /

0 1 2 . 3 4 5 6 7 8 8 9 : 2 ; < <

h i 4 5

j k l m M n o

p q r s

%&= > ?	8@8AB@CD
4 5 E F ?	8@8AB@CD R S) A T U 9 V W C
%&G H	X Y X f i [\] ^ (_ ' \ a b c X Y X f i [\] ^ (_ ' \ a 2 d ^ [H
I J K L (X Y X f i [Z] X < (e f g
M N O P Q	* - . / 0 ' (1 2 3 4 5 6 7 8 9 : ; < = > ? @ 3 / 9 A

「スポスクサポート」の概要

- 1 「スポスクサポート」は、スポーツ教室の運営における様々なリスクに備える制度です。
本制度は、災害補償制度と賠償補償制度の2つで構成されます。
災害補償制度は、スポーツ教室参加中に会員がケガをしてしまったスポーツ教室運営者（被保険者）が補償規程に基づいて見舞金をお支払いした場合、その費用を補償するものです。
賠償補償制度は、スポーツ教室運営者（被保険者）が、スポーツ教室に参加する会員や第三者の身体障害や財物の損壊を発生させたために、法律上の賠償責任を負った場合の賠償金を補償するものです。
- 2 この制度は、スポスクサポートを保険契約者、スポーツ教室運営者を被保険者とする保険によって運営されております。

『災害補償制度』とは ～スポーツ教室主催者の気遣いとして～

補償内容

スポーツクラブの会員が、スポーツ教室に参加中または実施施設までの往復途中に急激で偶然な外来のケガを被られた場合に、スポーツ教室の運営者が補償規程に基づいて見舞金をお支払いをした場合、その費用を保険金としてお支払いします。

想定事故例

【スクール中の事故】



会員にサッカーゴールが倒れてきた。

【熱中症】



熱中症で会員が倒れ病院に運ばれた。

【往復途上の事故】



スポーツ教室へ行く途中、交通事故に遭いケガをした。

『賠償補償制度』とは ～スポーツクラブ主催者としての責任～

補償内容

スポーツ教室の運営者が、その運営や活動に起因して、会員や第三者の身体や財物に損害を与えたことにより、スポーツ教室の運営者に法律上の賠償責任が生じた場合、補償金をお支払いする制度です。

この補償制度は、損害保険ジャパン株式会社の「施設所有（管理）者賠償責任保険」によって運営しております。

想定事故例

【対人事故】



会員の蹴ったボールが通行人にあたり、ケガをさせてしまった。

【対人事故】



落雷により会員が死亡。早急に教室を中止させなかったとして、遺族から運営者が訴えられた。

【対物事故】



会員の蹴ったボールが隣家に直撃、窓ガラスを破損した。

スポーツサポート (団体傷害総合保険・施設所有(管理)者賠償責任保険)

保険金をお支払いする場合		保険金をお支払いできない主な場合
災害補償制度	対象となる損害	下記の場合において、スポーツ教室参加中に偶然発生した会員のケガ、被保険者が「補償規程(注3)」に基づき、費用を負担したことにより被る損害に対して、下記の保険金を被保険者にお支払いします。
	災害死亡補償保険金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日から、その日を含めて180日以内に会員が死亡した場合。
	後遺障害補償保険金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、 ①ケガをした日からその日を含めて180日以内に会員に後遺障害が生じた場合または②特定疾病で公的な後遺障害認定を受けた場合。 支払割合(最高100%)は、後遺障害の程度に応じて決定します。
	療養補償保険金	補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります。
	手術保険金	療養補償保険金(入院日額)が支払われる場合で、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に、補償適用の原因への治療のために所定の手術を受けた場合。入院見舞金(日額)に手術の種類に応じて定めた倍率(5倍、10倍)を乗じた額とします。ただし、1事故に基づく補償適用の原因につき、1回の手術に限ります。
	通院日額	補償適用の原因の治療を直接の目的として通院した場合、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して、90日を限度とします。
賠償補償制度	スポーツ教室の運営管理や活動に起因して、第三者や会員の皆様の身体や財物に損害を与えたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険会社から下記保険金が支払われる制度です。 ①緊急措置費用 ②損害賠償金 ③損害防止・軽減費用 ④協力費用 ⑤求償権保全・行使費用 ⑥訴訟費用	故意/戦争、変乱、騒じよう、労働争議に起因する賠償責任 / 地震・噴火・洪水・津波に起因する賠償責任 / 被保険者の所有・使用・管理する財物の損壊に対する賠償責任 / 給排水管・暖冷房装置等からの蒸気、水の漏出・いっ出による財物の損壊に起因する賠償責任 / 屋根・窓・扉等から入った雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 / 自動車または施設外における車両の所有・使用・管理に起因する賠償責任 など

補償額

補償金の種類		保険金額
災害補償制度	災害死亡補償保険金	1,000万円
	後遺障害補償保険金	最高1,000万円
	療養補償保険金	
	入院日額	4,000円
	手術保険金	手術の種類に応じて入院日額の5倍、10倍
	通院日額	1,000円
賠償補償制度	対人・対物共通限度額	1名:1億円 1事故:5億円 免責金額(自己負担額):0円

●入院日額・通院日額については、治療日数の1日目から補償されます。

●入・通院見舞金は医療費の実費ではなく、上表のとおり1日あたりの定額見舞金が支払われます。

このパンフレットは、施設所有(管理)者賠償責任保険の概要を説明したものです(2019年10月作成)。

この保険は、損害保険ジャパン損害保険株式会社の団体傷害総合保険・施設所有(管理)者賠償責任保険ならびに付帯特約の規定に従います。

保険契約団体

スポーツサポート事務局

東京都目黒区目黒1-24-12オリックス目黒ビル6F.7F
cs@suposuku.jp

取扱代理店

東京商事株式会社

東京都港区赤坂3-21-4 新日本ビル赤坂3F
TEL:03-3588-1141 FAX:03-3588-1145

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

東東京支店

東東京第二支社 担当:岡崎

東京都中央区日本橋2-2-10

損保ジャパン日本橋ビル3階

TEL 03-3231-4115 : FAX 03-3271-0096

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)